

滋賀県警本部長 鎌田徹郎 殿（滋賀県大津市打出浜 1-10）

大津地検検事正 吉池浩嗣 殿（滋賀県大津市京町 3 丁目 1 番 1 号 大津びわ湖合同庁舎）

2018 年 9 月 17 日(月)

「連帯ユニオン議員ネット」代表者

代表：大阪府門真（かどま）市市議会議員：戸田ひさよし

副代表：大阪府豊中市市議会議員：木村まこと

副代表：大阪府箕面市市議会議員：中西とも子

連絡先 1：大阪市西区川口 2 - 4 - 28

全日本建設運輸連帯労働組合（連帯ユニオン）近畿地方本部内

連絡先 2：大阪府門真市新橋町 12-18-207 戸田ひさよし事務所内

電話：06-6907-7727 FAX：06-6907-7730

私達「連帯ユニオン議員ネット」は、「産業別労働組合運動と中小企業の協同組合運動の連携によって大企業の横暴を抑制して経済民主主義を作る産業政策立を実践する労働組合」である「連帯ユニオン」（全日本建設運輸連帯労働組合）関西地区生コン支部に共鳴を覚え、共同して自治体行政や地域社会の改善を進めていくために、2005 年に結成された団体です。

関西を中心に東北から九州に至る全国規模で、自治体議員を主軸に議員経験者や候補者も含めて数十名が集し、公共工事や行政の適正化のみならず反戦平和運動、反ヘイト人権運動、地域の活性化運動などにも取り組んできました。

▲滋賀県警・大津地検は「民事介入・労組運動潰しの国家暴力」、「協同組合運動破壊の国家暴力」をやめよ！

8 月 28 日早朝、滋賀県警刑事部組織犯罪対策課は、大阪市内の連帯ユニオン関西地区生コン支部事務所ほかに押し入って強制搜索し、生コン支部の武建一委員長ら役員計 3 人を不当逮捕した。そして武委員長らは滋

賀県に連行されて、大津署や大津北署・米原署・守山署に分散勾留されて接見禁止で20日を過ぎている。

逮捕の口実は「滋賀県内の某建設工事の施工業者に対して、湖東生コン協同組合の生コンを使うよう関西地区生コン支部が要求した」事が「強要」に該当する、というものだが（実際には協同組合生コンが使われなかったので「強要未遂罪」での逮捕搜索）、これは「労組が企業側に何か要求する自体が犯罪＝強要罪である」というとんでもない違法違憲な観点に立って、「労組による企業脅迫」をデッチ上げたものである。

そもそも労働組合は、憲法28条の労働3権に由来する労働組合法によって、企業と対立する争議行動までもが刑事・民事で免責を受け、権利として守られているのであって、本件逮捕搜索のように「企業に何か要求する事自体を犯罪として扱う」事は、労働組合運動自体を成立し得なくさせるものであり、絶対に許されない。

さらに滋賀県警は怒号罵声を出して令状の提示すら拒否して搜索を強行したり、マスコミのみならず連帯労組とかねて敵対しているヘイト右翼に対しても情報漏洩し、それらが8/28早朝の逮捕搜索現場に駆けつけて自由に動画撮影出来るような「違法な計らい」を行なうという、法執行機関としてあるまじき事をやっている。

また本件逮捕搜索は、滋賀県警・大津地検が「湖東生コン協同組合による恐喝未遂容疑」という口実で、7月から8月初旬にかけて同協組の理事らの事業者6人逮捕、生コン支部役員1人逮捕した不当弾圧の「第2段」でもある。さらに滋賀県警らは、膨大な数の生コン事業者を「事情聴取」と称して呼びつけて警察検察の筋書き通りの供述を迫ったり、「連帯生コン労組と手を切れ」と圧迫したりしている模様である。

しかし湖東生コン協同組合がやってきた事は、中小の生コン業者が「中小企業協同組合法に基づいて独禁法適用が免除される協同組合」を組織して、共同受注・共同販売事業によって大手企業と対等取引と品質保証、労組との協調による労働者の生活安定と地域経済の活性化を実現するという、極めて正当で合法的な協同組合運動であって、滋賀県警・大津地検が「生コン協同組合がゼネコンに対して協同組合生コン使用を求める事」を犯罪に仕立て上げるのは、完全に間違っている。

関西地区生コン支部と湖東生コン協同組合が協調して進めている「労働組合運動と事業者協同組合の連携」は、世界の協同組合運動の中で「非常にユニークかつ先進的で成果が大きい事例」として高い評価を受けている運動であり、本件弾圧は世界的にも恥ずべき「協同組合運動破壊の国家暴力」と言わねばならない。

▲滋賀県警・大津地検は武委員長らの不当逮捕・勾留を謝罪し、直ちに釈放する措置を取られたい。